

## 17. 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

島根県石油協同組合出雲支部（以下「甲」という。）と出雲市長（以下「乙」という。）は、出雲市内において風水害、地震、その他の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）、乙が必要とする石油類燃料を甲が優先的かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して行う石油類燃料の供給に関し、その手続きを定め、乙が救援活動及び災害復旧業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 乙は、災害時において、緊急車両、避難所等で石油類燃料を必要とする場合、甲に対して、優先的な供給やその運搬について協力を要請することができる。

（協力義務）

第3条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、積極的に協力をするものとする。

（石油類燃料の供給及び運搬の手続き）

第4条 乙は、甲に石油類燃料の供給及び運搬を要請する場合には、要請書（様式第1号）を作成し、甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

2 石油類燃料の運搬は、甲が行うものとする。

（引渡し）

第5条 石油類燃料の引渡場所は、乙が指定する。

2 乙は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

（報告）

第6条 甲は、乙の要請により協力した場合は、速やかに乙に対し、実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲がこの協定に基づき、乙からの石油類燃料の供給及び運搬要請に要した経費は、乙が負担するものとする。

（経費の請求）

第8条 前条に規定する経費は、災害発生時における出雲市内の通常の実費用を基準として、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（協定の有効期限）

第10条 この協定の有効期限は、平成22年6月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年（2010）6月1日

甲 出雲市小山町571番地1  
島根県石油協同組合出雲支部  
支部長 森山康郎

乙 出雲市今市町70番地  
出雲市  
出雲市長 長岡秀人